

人づくり一本木基金 奨学援助事業奨学金支給要綱に係る取扱要領

1 第3（奨学生の資格）関係

（1）奨学金の給付を受けることのできる「工芸美術及びものづくり等の分野」は、次のとおりとする。

分野及び例示
○ 道内における地域の産業・社会を支える、ものづくりや技能 例示：地域密着型の工芸、鋳造、デザイン、（北方型）建築 など
○ 道内における文化芸術活動を支える、ものづくりや技能 例示：楽器製作やメンテナンス、舞台美術や大・小道具製作、保存・修復の技能 など
○ 消費社会に溢れるものとは異なる、ものづくりや技能 例示：修理（リペア）技能、再加工技能、手づくりやハンドメイド技能 など
○ 各業種を支える、ものづくりや技能 例示：技能士資格のある職種（鋳造、家具製作、建具製作、陶磁器製造） など

（2）学業に精励し修学の見込みはあるが、経済的理由などにより修学が困難な者とは、新入学生の場合、出願時までの高等学校での成績を基準とし、評定平均値が5段階評価で3.0以上とする。また、経済的理由については、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金の条件を目安とし、準用する。

大学等在學生の場合は、前年度までの標準修得単位を修得済みであり、かつ前年度までの通算GPA値が2.8以上で、前段の経済的理由を充たした者とする。（大学等在學生で1年次生は、高等学校での評定平均値とする。）

2 第5（普通奨学金の給付額）関係

年額250,000円は、1人当たりの定額とする。

給付期間は、入学又は在学する大学等の正規の最短修学年限とする。

（大学等在學生の場合には、卒業までの最短修学年限とする。）

3 第6（入学奨学金の給付額）関係

150,000円は、入学時の1人一回を限度とし、定額とする。

出願時、既に大学等に入学している場合には、支給しないものとする。

4 第7（出願）関係

家族の収入状況に関する期間は、直近の1カ年とする。

5 第8（奨学生の決定）関係

奨学生の枠は毎年8人程度とし、毎年度の新規採用数は既採用数を減じた範囲とするが、おおむね2名程度とする。

6 第14（奨学金の給付の中止）関係

（1）に規定する「奨学生としての資格を失った場合」とは、次の例示のとおりとする。

- 例示
- 在籍校において、「工芸美術及びものづくり等の分野」以外の学部学科に転部した場合
  - 在籍校において、学業成績が極端に不振の場合
  - 語学留学等「工芸美術及びものづくり等の分野」以外の目的で、海外留学した場合（ただし、海外留学期間中に修得した単位が在籍校の単位に認定されるものは除く） 等

#### 7 第16（交流会等）関係

奨学生が、財団が開催する奨学生交流会や「ものづくり」をテーマとしたセミナー等に参加する場合、所要の旅費を支給する。